

# 裁判員制度の具体的制度設計にあたっての意見

2002年9月24日

連合労働法制局・長谷川裕子

## 1. 国民の司法参加

裁判員制度の具体的制度設計にあたっては、司法制度改革審議会意見書を十分に踏まえた内容とすることが重要である。

### <意見書の重要なポイント>

国民の一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自立的でかつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを取り戻そうとする志であろう。

国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共的意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。

国民主権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感を持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される。

国民が法曹とともに司法の運営に広く関与するようになれば、司法に対する国民の理解が進み、司法の国民的基盤が確立される。

法律の専門家である法曹と国民が、相互の信頼の下で、十分かつ適切なコミュニケーションをとりながら協働していくことが求められる。

国民は、法曹とのコミュニケーションの場を形成・維持するようにつとめ、国民のための司法を国民自らが実現し支えることが求められる。

一般国民が裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解、支持が深まり、司法は強固な国民的基盤を得ることができるようになる。

刑事事件について、広く一般国民が裁判官と共に責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入すべきである。

裁判員の選任については、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とすべきである。

## 2 . 国民が裁判員としてやりがいのある仕組み

### ( 1 ) 裁判員の数

裁判員の数はできるだけ多く

< 制度設計に当たっての視点 >

- 裁判員が主体的、実質的関与することを確保する。( 意見書 )
- 国民が裁判官のお手伝いをするのではなく、国民が裁判をおこなう。
- 裁判員はお客様ではない。
- 国民が主権者として裁判に参加し、判断する制度である。
- 参加する国民一人ひとりには、資格、知識、経験は求められていない。
- 社会常識は国民によって一人ひとり異なる。
- 多様な社会経験を評議に反映させることが評議の実効性が保障される。

< 裁判員の数 >

- 裁判員が裁判官に影響されないで、集団で十分な議論ができ、社会常識が反映される数が必要である。
- 日本には、国民が主権者として参加、判断する制度として「 検察審査会制度 」がある。検察審査会は半世紀の歴史があり、この制度では民意を反映するための国民参加の数を 1 1 名必要であるとしている。また、わが国で行われた陪審制度では陪審員の数は 1 2 名であった。
- アメリカの多くの州の刑事事件の陪審員は 1 2 名、フランスは裁判官 3 名、陪審員 9 名は参考になる。
- 矢口提案 1 1 名
- これらの数字は、無作為に選んだ国民から社会常識を探るために必要な数として、経験的な知恵なのではないか。
- したがって、多様な国民の意見を反映させ、公平で安定的でより正確な判断を保障するという観点から、裁判員の数は、1 1 名 か 1 2 名とすべきである。  
これ以下の数字では意見書の裁判員制度の趣旨から逸脱する。

### ( 2 ) 裁判官の数

裁判官は一人でも良いのではないか

- 刑事重大事件に裁判員制度の適用があるとしても、今の裁判官 3 名の仕組みを維持する必要はないのではないか。現行の裁判で裁判官 3 名とされているのは、裁判官だけが裁判する仕組みのなかの話なのではないか。
- 裁判員制度は、国民が裁判に参加する新しい裁判制度であり、合議体のあり方も新しい発想にすべきである。裁判員制度による裁判での裁判官の役割は、法律問題や手続き

問題のプロとして裁判を指揮すること、 事実問題について、裁判官としての経験を活かした意見をのべることなのではないか。

- 新しい裁判員制度において、裁判官3名は本当に必要なのか？ 裁判官3名のそれぞれの役割はなにか？ 国民に対して国民が納得できる説明が必要である。
- 矢口提案では、経験豊かな裁判官1名で足りると提起している。
- 国民の側から見た場合、経験のない、あるいは経験の少ない判事補が入る必要性はみあたらない。また、裁判員としての国民は全員初めて合う人、裁判官は知り合い同士、知り合い同士の裁判官が複数存在することによって、裁判員はある種の力を感じてしまうのではないか。
- 裁判官は1名でよいのではないか。

### (3) 公判のあり方

公判審理は見て・聴いてわかるものに改革を  
集中審理、連日的開廷

- 裁判員は、法的知識や経験もなく裁判の審理に臨むことを前提に、公判のあり方を考えるべきである。今の裁判のように、細かな書類を隅々まで読む審理は裁判員には無理である。法律家には便利でも国民には不便な膨大な資料提出のやり方は、根本的に改めるべきである。国民が国民としての義務を十分に果たせるように、見て、聴いて分かる審理にしなければならない。(直接主義、口頭主義)
- 裁判員となる国民の多数は働いていることを踏まえて、法廷は集中審理、連日的開廷とすべきであり、集中審理、連日開廷の障害となっているものについて改革をはかるべきである。証拠開示、公判準備手続き制度の充実などの整備をおこなうことが必要である。

### (4) 評議、評決、判決について

- 裁判官のみでおこなう現在の裁判では、裁判官からキチンと説明をしてもらうことが必要だが、裁判員が入った裁判では、そのプロセスを国民に分かりやすくすることが裁判の正統性を担保することに役立つといえる。
- 評議や評決の場所や方法等についても、裁判員が萎縮することのないような配慮が必要である。
- 評決の方法は書面による秘密投票とし、全員一致とする。
- 公務執行妨害、名誉毀損、わいせつの概念が争われる表現の自由に関する犯罪などは、裁判員だけの独立評決制を設けるべきである。
- 審理の終了後は直ちに評議して、判決を公判廷で言渡すべきである。また、判決書は判決後直ちに作成し、現行のような詳細な長いものである必要はなく簡潔なものに変えるべきである。
- 裁判員は量刑に参加することになるが、量刑判断に関する新たな制度が必要なのではないか。

## (5)対象事件

- 意見書は、裁判員制度の対象事件を法定刑の重い重大犯罪とすべきであるとし、事件数等も考慮の上を十分な検討が必要であるとしている。法廷刑の重い重大犯罪に限定せず、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい事件も対象とすることを検討すべきである。
- できるだけ多くの国民が裁判員として裁判に関与するということと、国民の社会常識を事件に反映すべきという観点から、贈収賄事件、公務員汚職、公職選挙違反事件、政治犯等国民が判断するにふさわしい事件も対象とすべきである。

## (6)裁判員の主体的・実質的関与に対する支援

- 評議において、裁判員と裁判官は対等であり、裁判員が裁判官の意見に影響されることなく議論を尽くすためには、各プロセスにおいて十分な説明が必要である。
- 陪審制度では、裁判官の説示があるが、裁判員制度においても裁判官の「説示」、「説明」のような制度が必要である。
- 裁判員にわかりやすい訴訟進行が必要であり、そのためには、裁判員制度導入による法廷技術の研究が必要なのではないか。

## 3.労働者が裁判員として出頭しやすい環境の整備

公民権行使の確保  
旅費・日当の支給

- 裁判員（裁判員候補者）が出頭しやすくなる条件整備。
  - ・労働基準法第7条に裁判員になることを使用者が妨げてはならないと明記すべき。
  - ・日当・交通費の支給
  - ・就業規則への明記
  - ・公休取り扱い
  - ・不利益取り扱いの禁止
- 企業、地域・社会、学校での司法教育の徹底

## 4.おわりに

- 司法制度改革の実現にあたって、検討会委員の責任は重大である。司法制度改革審議会委員13人は、全員の合意をもって司法制度改革意見書を提出した。国民は、検討会が真に国民が納得できる、「国民が実質的に司法に関与する裁判員制度」を設計することを期待している。

以上